

家計急変世帯向け 給付金について

支給額

1世帯あたり **10万円**

※1世帯あたり1回限り

※受給には申請手続きが必要です

吹田市ホームページ



支給対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下となった世帯



以下の場合などは、支給対象とはなりません

- ❗ すでに「住民税非課税世帯向けの臨時特別給付金」または「家計急変世帯向けの臨時特別給付金」を受給している世帯
- ❗ 住民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
 - ・子（課税）に扶養されている両親（非課税）の世帯など
 - ・親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯など
- ❗ 家計急変が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではない場合
 - ・単に離婚をしたことや、定年退職等によって収入が減少した場合など
 - ・事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により臨時特別給付金を受給した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請手続

※詳しくは市HPや、申請書等記入例などを確認ください。

申請書類に必要事項を記入し、添付書類とともに**郵送**でご提出ください。

（申請書等は市ホームページからダウンロードできます。）

提出書類

- 申請書
- 簡易な収入（所得）見込額の申立書
- 申請・請求者本人確認書類の写し
- 受取口座を確認できる書類の写し
- 「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し

※世帯で収入がある方、全員分の書類が必要です。

提出先

〒564-8550
吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市 臨時特別給付金担当宛



申請期間

令和4年6月1日～令和4年10月31日（消印有効）

支給対象となる収入の要件 ※詳しくは市HPや、申請書等記入例などを確認ください。

申請時点の世帯状況で、令和4年度住民税（均等割）が課されている世帯員全員のそれぞれの収入（所得）について判定し、**全員が「住民税（均等割）非課税相当水準（※下表参照）」以下**となった場合に本給付金の対象となります。

※収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。

非課税の公的年金等収入（遺族・障害年金など）や失業保険等は含みません。

「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類（写し）をご用意ください

令和4年1月以降の任意の1か月の収入を年収に換算（**年間収入見込額**）し、判定します。

※任意の1か月の収入×12か月＝年間収入見込額

【収入の状況を確認できる書類】

該当月の給与明細、帳簿書類（該当月の収支がわかるもの）、年金振込通知書 など

※任意の1か月の収入が0円の方は、収入が0円になった理由等を記載した「申出書」（様式自由）を提出してください。（令和4年度住民税非課税の方は提出不要です）



「住民税（均等割）非課税相当水準」【給与所得者の例】

家族構成例	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族を（計1名）扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族を（計2名）扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族を（計3名）扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族を（計4名）扶養している場合	305.7万円	206.0万円
障がい者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

お問い合わせ

吹田市臨時特別給付金コールセンター
0570-006-180

※電話がつながりにくくなることが予想されます。
その場合は、時間をあらためてお掛け直してください。

受付時間 9：00～17：30（土・日・祝日を除く）